

火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会
(令和３年度第１回) 審議結果【書面審議】

１ 審議者

(１) 委員 (敬省略、順不同)

田村 昌三 (座長)、朝倉 浩一、新井 充、岩田 雄策、芝田 育也、鶴田 俊、三宅 淳巳、
八木 伊知郎

(２) オブザーバー

濱口 千絵 (経済産業省)、樋渡 智咲 (厚生労働省)

(３) 事務局

中本 敦也、鈴木 知基、平野 修弘、昆 慧明

２ 配布資料

(資料Ⅰ－１) 「火災危険性を有するおそれのある物質」の調査方法 (案)

(資料Ⅰ－２) 「消防活動阻害物質」の調査方法 (案)

(資料Ⅰ－３) 今後の検討会スケジュール (案)

〔参考資料Ⅰ－１〕 開催要綱

〔参考資料Ⅰ－２〕 委員等名簿

〔参考資料Ⅰ－３－１〕 消防法令抜粋① (消防法上の危険物の定義、試験方法など)

〔参考資料Ⅰ－３－２〕 消防法令抜粋② (消防活動阻害物質関係)

〔参考資料Ⅰ－４〕 令和２年度第３回検討会議事要旨

〔参考資料Ⅰ－５〕 火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査報告書 (令和２年度)

３ 審議内容

(１) 座長選出

【事務局】事務局推薦案について各委員異議 (意見) なしのため、田村委員を本検討会の座長として選出する。田村委員からも了承を得た。

(２) 火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査報告書 (令和２年度) について

【座長】火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書 (令和２年度) では、危険物等の保安の確保に資するため、火災危険性を有するおそれのある物質の危険物への追加及び類別の変更並びに消防活動阻害物質への追加及び除外に関して、調査検討した結果をまとめている。前者においては、適正なルールにより選択した候補物質について危険性評価と流通量から危険物への追加又は類別の変更の検討を行ったが、新たな危険物として追加又は類別の変更を行うべき物質は見いだされなかったことを記載しており、また、後者においては、消防活動阻害物質の可能性のある物質の内、流通量及び入手容易性等を考慮し選択した対応を要する物質について、消防活動

阻害性を判定するための試験を実施した結果、消防活動阻害物質には指定されなかったことを記載している。

火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書として妥当なものと言える。

【事務局】座長及び各委員より報告書として妥当であり、意義がないとの意見をいただいた。よって消防庁のHPに掲載されているものに対しては加筆、修正等は必要としない。

(3)「火災危険性を有するおそれのある物質」の調査方法（案）について

【座長】「火災危険性を有するおそれのある物質」の調査方法としては、従来から国内外の事故事例調査、文献調査および再調査により第1次候補物質を抽出し、それから火災・爆発事故に関与した可能性のある物質、製造・輸入量等から第2次候補物質を選定し、優先順位に基づき火災危険性に応じた類別の危険物確認試験を行い、危険物としての性状を有する物質（既に危険物としての性状を有することが確認されている物質も含む。）について年間生産量等の確認を行うことで危険物への追加及び類別の変更を行うこととしており、特に問題がない限り今年度もこの調査方法で行うことが妥当と考えられる。

【委員】従前どおりの調査で良いと判断する。

【委員】意見なし。

【事務局】全員の賛成を得られたため、昨年度と同様の調査方法を進めていく。併せて、おそれ物質等の調査委託についても通常どおり実施していく方向性で現在進めているところである。

(4)「消防活動阻害物質」の調査方法（案）について

【座長】「消防活動阻害物質」の調査方法としては、従来から消防活動阻害物質の可能性のある物質の内、流通量及び入手容易性等を考慮し選択した対応を要する物質について、消防活動阻害性を判定するための試験を実施し、その結果を基に消防活動阻害物質に指定する方法で行うこととしており、特に問題のない限り今年度もこの調査方法で行うことが妥当と考えられる。

【事務局】(3)と同様、全員の賛成を得られたため、昨年度と同様の調査方法を進めていく。

(5) その他

【座長】火災危険性を有するおそれのある物質の危険物への追加及び類別の変更並びに消防活動阻害物質への追加及び除外に関して調査検討を行うことは、危険物等の保安の確保に資するため極めて重要であり、継続的な検討が望まれる。

酸化性固体の燃焼試験に係る標準物質についての検討は我が国の消防法での試験のみならず、その成果は国連危険物輸送における試験法への貢献も期待される。継続的な検討が望まれる。

【委員】「臭素酸カリウムに係る対応」について、継続検討案件なのであれば、どこかに記載は必要としないのか。

【事務局】臭素酸カリウムについては、危険物輸送に関する国連勧告（UN基準）を審議する国連危険物輸送専門家小委員会（UN小委員会）において検討が進められているが、まだ結論は出てはいない状況である。まずはUN小委員会での結論がまとまるのを待ち、それを踏まえ日本国内（消防法）での検討を進めてまいりたい。